

## 無料職業紹介事業業務規程

制定 平成19年 4月 1日

改定 平成23年 6月23日

改定 平成27年 8月 3日

改定 平成30年10月29日

改定 令和 3年 3月25日

事業所名 佐賀県農業協同組合

### （目的）

第1条 この事業は、農業の規模拡大、農業者の高齢化による労働力不足への対応のため、職業安定機関との連携のもと、高齢者、兼業農家及び地域住民等の参加を得て、地域における補助労働力確保のためのシステム構築により、地域農家の安定的経営の支援を図るとともに、農作業を通じた地域全体での合理的な役割分担に基づく地域農業の確立を図ることを目的とする。

### （名称及び事業所）

第2条 本事業所は、佐賀県農業協同組合無料職業紹介所と称し、次のとおり無料職業紹介所（以下「本事業所」という。）を設ける。

- 1 佐賀県農業協同組合無料職業紹介所（佐賀市栄町3番32号）

### （求人への申込）

第3条 本事業所は、農業に関する職業に限り、次の各号の一に該当するものを除くほか、当農協管内の求人すべての申込みについて、これを受理する。

- 1 申込みの内容が法令に違反するとき
- 2 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しないとき
- 3 賃金、労働時間、その他労働条件が通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認められるとき
- 4 農業関係の職業と認められないとき

### （求人への申込手続）

第4条 求人者は、所定の求人票により、求人者が来所して申し込まなければならない。ただし、直接来所できない場合は、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールでの申し込みも可とする。

② 本事業所は、紹介の実施について緊急の必要があるため、求人者があらかじめ書面の交付ができないときは、求人者に当該明示すべき事項をあらかじめ書面以外の方法により明示を求めることとする。

（求職の申込）

第5条 本事業所は、農業に関する限り、当農協管内の求職の申込はすべて受理するものとする。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときにはこれを受理しないことができる。

- ② 求職申込みは、所定の求職票により、求職者が来所して申し込まなければならない。ただし、直接来所できない場合は、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールでの申し込みも可とする。

（労働条件の明示）

第6条 求人者は、求人者の申込みにあたり本事業所に対し、本事業所は紹介にあたり求職者に対し、その従事すべき業務内容及び賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付により明示しなければならない。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付が出来ない場合は、それ以外の方法により明示する。

（紹介の原則）

第7条 本事業所は、求職者に対し職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望と能力に応じる職業に速やかに就くことが出来るよう努めなければならない。

- ② 求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

（労働争議に対する不介入）

第8条 本事業所は、労働争議に対する中立の立場から、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている期間は求人者に対し求職者を紹介してはならない。

（均等待遇）

第9条 本事業所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いを一切行ってはならない。

（その他）

第10条 本事業所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応する。

- ② 本事業所の紹介により雇用関係が成立したときは、求職者、求人者双方から本事業所に対して報告を行うこととする。また、雇用関係が終了したとき又は紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときも同様とする。
- ③ 本事業所の紹介により、期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から

6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本事業所に対して報告するものとする。

- ④ 本事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。
- ⑤ 本事業所の取扱業務の職業範囲は農業とする。
- ⑥ 本事業所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであり、本事業所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営する。

（改 廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、厚生労働大臣へ届け出（平成19年4月25日）、平成19年4月1日から効力を生じる。

附 則

この規程の変更は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この規程の変更は、平成27年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規定の変更は、令和 3年4月1日から適用する。